

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	教育政策課	整理番号	2-1-15
処分の種類	信託の終了の命令			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法165条第1項			
処分の概要	<p>信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、教育委員会は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定を適用)</p> <p>【参考】信託法第165条第1項 第百六十五条 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			